



## 【coffee break】 2009.12.18

新年の手帳を買ったら、take notes！

新年の手帳を買ったら、take notes！

みなさん新年の手帳は買いましたか？

本年の締めくくりとしてお忙しい日々と存じますが、年が明けますと「行く1月、逃げる2月、去る3月」と何やら慌ただしく経過しがちです。

「年末は新年への準備をする期間」でもありますので、忘れないうちに新しい手帳に「備忘録メモ」をお勧めします。

今年マイホームを購入した方、申告ですよ！

喪中ハガキは作成したけれど・・・。

12月決算の会社様、株主総会のご準備はいかがですか？

今年、組織再編をされた企業の総務部の皆さん、軽減措置の期限にご注意！

### 1. 今年マイホームを購入した方、申告ですよ！

今年、念願のマイホームを購入された方、おめでとうございます。

年が明ければ申告手続きのシーズンです。

いわゆる「住宅ローン控除」の必要書類はお早めに集めましょう。

住宅ローン減税制度の概要 【財務省】

<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryuu/063.htm>

マイホームの取得等と所得税の税額控除 【国税庁】

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1210.htm>

年明けに「購入予定」「ローン返済予定」の皆様！

今から夫婦でミーティングですよ！

- ・頭金や返済原資が CASH で用意できた。でも贈与税が心配・・・。
- ・贈与税の基礎控除額は「金 110 万円」です。
- ・旦那様から奥様（特に専業主婦）への贈与は同じ年度にまとめて渡すよりも、年をまたいで 2 回・3 回と分けて渡す方がリスクヘッジを図れます。
- ・同じ 500 万円を渡すとしても、12 月に 250 万円、1 月に 250 万円と分けて振り込みました方が（当局の）印象が変わります。
- ・詳細は税理士さんにご相談下さい。  
なお、年度を分けて「同額」を振り込む場合は申告をされる方が多いとのこと。

#### 贈与税の計算と税率（暦年課税） 【国税庁】

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/zoyo/4408.htm>

#### 2. 喪中ハガキは作成したけれど・・・。

今年、ご親族で相続が発生した皆様、「相続税の申告」と「相続登記」はお済みでしょうか？

- ・まずは「登記」よりも「申告」の要否の確認です。
- ・相続や遺贈（相続時精算課税に係る贈与を含みます。）で取得した正味の遺産額の合計額が基礎控除額の範囲内であれば、そもそも申告は「不要」です。

#### 遺産に係る基礎控除額

(5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人の数)

- ・申告が必要な場合はいつまでに必要か？  
被相続人が死亡したことを知った日の翌日から「10 か月以内」に行うことになっています。
- ・相続税の課税の時期は？  
相続により財産を取得した時（被相続人の死亡時）であり、登記をしたときではありません。
- ・遺産分割が未了の方は、ご親族がお亡くなりになった日から「10 か月以内」を忘れずにメモをして、可能であれば税理士と司法書士のタッグチームにご相談されることが好ましいです。

#### 相続税の申告と納税 【国税庁】

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/sozoku/4205.htm>

### 3. 12月決算の会社様、株主総会のご準備はいかがですか？

- ・ 定時株主総会が2月、3月頃に開催予定かと思えます。  
 役員の任期が切れていないか、お早めにご確認されると安心ですね。
- ・ 来年、役員報酬の給付をご検討されてる会社様。  
 原則としてその支給すべきことが確定した日の属する事業年度の損金の額に算入されます。  
 今年度に損金算入をしたい場合は、12月中に臨時株主総会を開催して、役員報酬の件を決議しましょう。(給付日が来年でも、今年度の損金に算入されます)

なお、役員報酬・役員給与・退職金など、それぞれで損金算入の可否・要件が異なりますので詳細は税理士さんにご相談ください。

役員報酬と役員賞与の区分 【国税庁】

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/hojin/5201.htm>

役員の退職金の損金算入時期 【国税庁】

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/hojin/5204.htm>

### 4. 今年、組織再編をされた企業の総務部の皆さん、軽減措置の期限にご注意！

今年的一大イベント、お疲れさまでした。

あまり論点にならず忘れがちなのが、税軽減の「期限」です。使用することのない軽減措置も多くございますが、「いつまで使えるか？」はちょっと確認しておいてもいいですね。

(事例1) 会社分割をされた場合

所有不動産の名義を分割後の新会社に移転登記をする場合の軽減です。

登録免許税

税率 土地及び建物 = 評価額 × 2% 0.8%に軽減

期限

会社分割により不動産を取得した日以後「三年以内」に登記を受ける必要があります。

(租税特別措置法第81条第1項)

(事例2) 産活法を利用された場合

産活法を利用して合併を行った場合で、所有不動産の名義を合併後の新会社に移転登記をするケースの軽減です。

登録免許税

税率 土地及び建物 = 評価額 × 0.4% 0.2%に軽減

期限

認定の日から「一年以内」に登記を受ける必要があります。

(租税特別措置法第80条第1項)

産活法 計画認定ハンドブック 【経済産業省】

[http://www.meti.go.jp/policy/business\\_infra/downloadfiles/handbook\\_090619.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/business_infra/downloadfiles/handbook_090619.pdf)

以上です。

人間は忘れてしまう動物ですので、新年の手帳へのメモ、リマインドメールの設定などで対応されると安心ですね。ちなみに私は手帳派ではなく、WEBカレンダー派です。真新しいカレンダーには「妻の誕生日」と「結婚記念日」を「決して忘れないように」take notes です(おいおい)。

皆様が、準備万端で本年も締めくくり、且つ、明年をスタートできることをご祈念申し上げます。

今後とも宜しくお願い申し上げます。

木藤